



平成 18 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 岩 谷 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 牧 野 明 次
(コード番号 8088 東証・大証・名証各第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 部 長 渡 邊 正 博
(TEL 06-6267-3325)

2011 年 12 月 2 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 16 日開催の取締役会において、2011 年 12 月 2 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 岩谷産業株式会社 2011 年 12 月 2 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 本 社 債 の 払 込 金 額 本社債額面金額の 100.5% (各本社債額面金額 5,000,000 円)
3. 本新株予約権と引換えに
払 い 込 む 金 銭 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しないこととする。
4. 本新株予約権の割当日及び
本 社 債 の 払 込 期 日 2006 年 12 月 4 日 (スイス時間)
5. 募 集 に 関 す る 事 項
(1) 募 集 方 法 共同主幹事引受会社兼ブックランナーである Mitsubishi UFJ Securities International plc, London, Zurich Branch (以下「MUSIZ」という。)及び共同主幹事引受会社である Nomura Bank (Switzerland) Ltd. (以下「買取人」と総称する。)が総額個別買取引受により行うスイス連邦を中心とする海外市場 (アメリカ合衆国を除く。)における募集。ただし、買付の申込みは 2006 年 11 月 17 日午前 8 時 (日本時間) までに行われる。
(2) 本新株予約権付社債の
募 集 価 格 (発 行 価 格) 本社債額面金額の 103%
6. 本新株予約権に関する事項
(1) 本新株予約権の目的
で 有 る 株 式 の 種 類 及び 数 の 算 定 方 法 ①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
②本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使した場合に交付すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使に係る本社債の払込金額合計額を転換価額 (下記 6. (1)④に定める。) で除した数とする。ただし、1 株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、会社法に定める単元未満株主の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、当社の定款に定める単元未満株主の単元未満株式売渡請求権は放棄されたものとみなす。
③本新株予約権が行使された場合に交付すべき当社普通株式の総数は、本社債の払込金額合計額を転換価額 (下記 6. (1)④に定める。) で除した数 (ただし、1 株未満の端数は切り捨てる。) を上限とし、当初の上限株式数に

ご注意: この文書は、当社が 2011 年 12 月 2 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

については当社取締役会の授権に基づき当社代表取締役社長牧野明次(以下「当社代表取締役」という。)が転換価額を決定するに伴い決定する。

④転換価額

(i)当初転換価額

当初転換価額は、当社取締役会の授権に基づき、当社代表取締役が、本新株予約権付社債の条件決定日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の100%を下回らない範囲で、本社債の払込金額その他の当社取締役会の決議事項及び投資家の需要状況その他の市場動向を勘案して決定する。

(ii)転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(なお、「既発行株式数」には当社が有する当社普通株式は含まない。)また、転換価額は、株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行、当社による一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。

(iii)転換価額の方修正

2007年11月30日及び2008年11月28日(いずれも日本時間。それぞれ「決定日」という。)まで(それぞれ当日を含む。)の東京証券取引所における10連続取引日の当社普通株式の終値(普通取引)の平均値で1円未満を切り上げた金額が当該決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、それぞれ、2007年12月17日及び2008年12月15日(いずれも日本時間。それぞれ「効力発生日」という。)以降(それぞれ当日を含む。)、上記の計算方法による終値の平均値に下方修正される。なお、かかる修正転換価額は、当該決定日(当日を含まない。)から当該効力発生日(当日を含む。)までの期間に上記6.(1)④(ii)に従いなされた調整(以下「中間調整」という。)に服する。ただし、いずれの場合も、算出の結果、修正転換価額が第1回目の決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合には、修正転換価額は第1回目の決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額(ただし、中間調整及び第2回目の決定日の修正については第1回目の決定日(当日を含まない。)から第2回目の決定日(当日を含む。)までの調整に服する。)で1円未満を切り上げた金額とする。

- (2) 本新株予約権の総数 本新株予約権の総数は2,000個とする。各本社債に付する本新株予約権は1個とする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。
- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間 (i)2006年12月18日から2011年11月18日の銀行営業終了時(いずれもロンドン時間)まで。ただし、(ii)本社債が当社の権限により繰上償還される場合は、当該償還日の5銀行営業日前の日における銀行営業終了時(ロンドン時間)まで、また、(iii)当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2011年11月18日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- (6) 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

ご注意: この文書は、当社が2011年12月2日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

- (7) 本新株予約権の行使請求受付場所 Mitsubishi UFJ Securities International plc (新株予約権行使代理人)
- (8) 本新株予約権の取得事由 本新株予約権の取得事由は定めない。
- (9) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付付 当社が組織再編行為(下記に定義される。)を行う場合、当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人に対し、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権の代わりに、下記の条件に基づく承継会社等の株式を目的とする新株予約権(以下「承継会社等の新株予約権」という。)を交付する。
- ① 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 承継会社等の新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③ 承継会社等の新株予約権の目的である株式の数
当該組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下のいずれかに従う。なお、いずれの場合も転換価額は上記6.(1)④(ii)と同様の調整に服する。
 - (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - (ii) その他の組織再編行為(ただし、合併、株式交換又は株式移転の場合で、当社及び承継会社等がその単独の裁量により上記(i)又は本(ii)のいずれかを適用することを選択しうるが、上記(i)を適用することを選択しなかった場合を含む。)の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
 - ④ 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。
 - ⑤ 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日から、上記6.(5)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 承継会社等の新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ⑦ 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 組織再編行為が行われた場合
承継会社等について組織再編行為が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
 - ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。承継会社等の新株予約権は本社債と分離して譲渡す

ご注意：この文書は、当社が2011年12月2日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

ることができない。

「組織再編行為」とは、合併（合併により当社が消滅する場合で、当該合併が当社の株主総会で承認されたものをいう。以下同じ。）、新設分割又は吸収分割（本新株予約権付社債に基づく当社の義務を他の会社に承継させる場合で、当該新設分割又は吸収分割が当社の株主総会で承認されたものをいう。以下同じ。）、株式交換又は株式移転（株式交換又は株式移転により当社が他の会社の完全子会社となる場合で、当該株式交換又は株式移転が当社の株主総会で承認されたものをいう。以下同じ。）及び日本法に定められたその他の組織再編行為で本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に承継されるものを総称していう。なお、株主総会決議が不要の場合は、当該行為に関する取締役会決議がなされた場合をいうものとする。また、上記合併後存続又は設立する会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社及びその他の組織再編行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社を併せて、以下「承継会社等」と総称する。

7. 本社債に関する事項

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 本社債の総額 | 10,000,000,000円 |
| (2) 各本社債の額面金額 | 5,000,000円 |
| (3) 本社債の利率 | 利息は付さない。 |
| (4) 償還の方法及び期限 | ①満期償還 |

2011年12月2日（スイス時間）に本社債額面金額の100%で償還する。

②期中償還

(i) 120%コールオプション条項による繰上償還

当社は、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が20連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり当該各取引日において有効な転換価額（上記6.(1)④に定める。）の120%以上となった場合、当該20連続取引日の最終日から30日以内に、本新株予約権付社債の所持人に対して償還に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、2008年12月4日以降2011年12月1日までの間、残存する本社債の全部（一部のみは不可）を本社債額面金額の100%で償還することができる。当社はかかる償還を行う場合、上記通知より前で当該20連続取引日の最終日から15日以内にMUSIZに対して書面にて通知するものとする。

(ii) 税制変更による繰上償還

当社が、本社債に関する支払に際し、下記7.(7)①に従う追加金の支払が必要となったこと又はなりうることをMUSIZに説明し、了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して償還に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、2006年12月4日以降2011年12月1日までの間、残存する本社債の全部（一部のみは不可）を本社債額面金額の100%で償還することができる。

(iii) 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

当社が、組織再編行為を行う場合であって、下記7.(7)③に定められた仕組みを実施することが、(i)（法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果）法律上実行可能でない旨、若しくは(ii)法律上実行可能ではあるが、当社が最良の努力を尽くしても当社がかかる仕組みを実施できない旨、又は(iii)下記7.(7)③に記載の本新株予約権付社債の所持人に対する申出がすべての本新株予約権付社債の所持人（又はすべての本新株予約権付社債の所持人を拘束する決議）により承認されなかった旨を、当社がMUSIZに対して証明した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して償還に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部のみは不可）を、本社債額面金額に対する下記割合で償還することができる。

2006年12月4日以降2007年12月3日まで	額面金額の105%
2007年12月4日以降2008年12月3日まで	額面金額の104%
2008年12月4日以降2009年12月3日まで	額面金額の103%

ご注意：この文書は、当社が2011年12月2日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

2009年12月4日以降2010年12月3日まで 額面金額の102%
2010年12月4日以降2011年12月1日まで 額面金額の101%

(iv) クリーンアップコール条項による繰上償還

当初発行された本社債額面金額の90%以上につき償還、買入消却又は本新株予約権の行使が行われている場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して償還に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、2009年12月4日以降2011年12月1日までの間、いつでも残存する本社債の全部（一部のみは不可）を本社債額面金額の100%で償還することができる。

(v) 新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、2010年11月3日以降2010年11月18日（当日が営業日（下記に定める。）でない場合は、直前の営業日）までに償還権行使の通知書にその所持する本新株予約権付社債を付してMUSIZに預託することにより、2010年12月3日に、本社債額面金額の100%で当該本社債を償還することを当社に対して請求できる。

「営業日」とは、東京、ロンドン及びチューリッヒにおいて商業銀行が国内業務及び外国為替（日本円を含む。）のために終日営業を行っている日をいう。

(vi) 重要財産譲渡の場合の本新株予約権付社債の所持人による買取請求

当社が重要財産譲渡（当社の資産の全部又は実質的に全部を他の会社に売却又は譲渡する場合で、当該売却又は譲渡が当社の株主総会で承認されたものをいう。以下同じ。）を行う場合（株主総会による承認が不要の場合は、重要財産譲渡に関する当社の取締役会決議がなされたものをいう。）、本新株予約権付社債の所持人は、下記7.(7)④に従い重要財産譲渡に関する通知を受領した日から当該重要財産譲渡の効力発生日の5営業日前の日までに買取請求権行使の通知書にその所持する本新株予約権付社債を付してMUSIZに預託することにより、重要財産譲渡の効力発生日に、当該本社債を公正価格で買取することを当社に対して請求することができる。

本新株予約権付社債の公正価格は、独立財務顧問（下記に定める。）に相談し、かつ受領した助言を十分に考慮して、当社とMUSIZとの間で協議することにより決定する。ただし、当該価格の協議が下記7.(7)④に従い重要財産譲渡に関する通知をMUSIZが受領した日から10日以内に整わない場合は、MUSIZの裁量で公正価格を決定する。いずれの場合も、公正価格は、本社債の額面金額を下回らないものとする。

「独立財務顧問」とは、MUSIZが満足する、当社の費用負担で当社により選任される、独立した投資銀行、証券会社又は会計事務所をいう。

③ 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス法及びスイス銀行法に従い、任意の価額で、MUSIZを介して任意の本新株予約権付社債を買入れ、保有、処分することができる。当社又は当社の子会社は本新株予約権付社債を買入れた場合、買入れた本新株予約権付社債を消却するためにMUSIZに提出することができ、MUSIZは直ちに提出された本新株予約権付社債を消却するものとする。

④ 期限の利益の喪失

本社債の償還金の支払遅滞その他本新株予約権付社債の要項に記載の一定事由が発生し、MUSIZが本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当社は残存する本社債の全部を本社債額面金額の100%で、当該通知受領より15日後に、それ以前に当該事由が治癒されない限り償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債の様式 無記名式の新株予約権付社債券とし、本新株予約権付社債券の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできない

ご注意：この文書は、当社が2011年12月2日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

- ものとする。
- (6) 本社債の担保又は保証 本社債は担保又は保証を付さないで発行される。
- (7) 特 約
- ①追加金の支払
 本社債に係る支払は、日本の租税公課を源泉徴収することなく支払われる。もし、一定の日本国非居住者又は外国人である本新株予約権付社債の所持人につき、源泉徴収が必要となった場合は、当社はかかる一定の本新株予約権付社債の所持人の受領金額が当該源泉徴収がなければ受領できたであろう金額と等しくなるように追加額を支払う。
- ②担保設定制限
 本社債が残存する限り（ただし、本社債の償還金の満額が支払代理人に支払われる日までに限る。）、当社は、現在又は将来の外債又は外債についての保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。ただし、当該担保の利益が同時に本社債にも同等に及ぶ場合、又は MUSIZ が上記の担保と比べて不利でないとするか社債権者集会の特別決議により承認された担保又は保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。
 上記における外債とは、当社又は第三者が発行するボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（日本法上の社債に該当し、満期が1年を超えるものをいう。）のうち (i) 日本円以外の通貨で表示され、又は (ii) 日本円で表示され、当初その元本総額の過半が当社若しくはかかる第三者により、若しくはその承諾を得て日本国外で募集若しくは販売されるものをいう。
- ③当社が組織再編行為を行う場合の特約
 当社による組織再編行為について提案がなされた場合、当社は、MUSIZ に対しては書面にて、本新株予約権付社債の所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、かかる提案及び本新株予約権付社債に関する提案並びに予定されるかかる組織再編行為の効力発生日について通知を行うものとする。また、当社が組織再編行為を行う場合、当社はさらに、MUSIZ に対しては書面にて、本新株予約権付社債の所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、その旨通知を行うものとする。
 当社は、(i) 上記 6. (9) に定める承継会社等の新株予約権の交付を実行可能にする仕組みが確立されておらず、若しくは確立することができない旨、又は (ii) 当社又は承継会社等において当社がかかる取引全体の趣旨に照らして不合理であると判断する費用や支出（租税債務を含む。）を生じさせることなくかかる承継会社等の新株予約権の交付を実行することができない旨を、当社が MUSIZ に対して証明した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対し、当社が本新株予約権付社債と同等と判断する経済的利益を提供する申出を行い、又は承継会社等をしてかかる申出を行わせるものとする。
- ④当社が重要財産譲渡を行う場合の通知
 当社は、MUSIZ に対しては書面にて、本新株予約権付社債の所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、かかる提案及び予定されるかかる重要財産譲渡の効力発生日について通知を行うものとする。
- (8) 本社債の 償還金支払場所 Mitsubishi UFJ Securities International plc, London, Zurich Branch (支払代理人)
8. 上場取引所 該当事項なし。
9. 安定操作取引 該当事項なし。
10. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役が決定する他、社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約に定めるところによる。

ご注意：この文書は、当社が 2011 年 12 月 2 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

【ご参考】

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取概算額 10,036,000,000 円については、借入金返済及び子会社への融資に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債の発行により、平成 18 年 11 月 10 日公表の平成 19 年 3 月期通期の連結及び単独の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、継続的かつ安定的な配当の維持を基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記利益配分に関する基本方針に基づき、今後の業績や経営環境を慎重に考慮しながら適正な利益還元を行うこととしております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、基幹事業の業容拡大のための設備投資及び新たな成長につながる戦略投資、ならびに業務体制の効率化・省略化のための投資等に優先活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応じていく所存であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	6.91 円	8.95 円	7.19 円
1 株当たり配当金 (内 1 株当たり中間配当額)	3 円 (-)	4 円 (-)	5 円 (-)
実績配当性向	43.36%	43.10%	66.01%
株主資本当期純利益率	3.95%	4.97%	3.74%
株主資本配当率	1.71%	2.14%	2.47%

- (注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社が 2011 年 12 月 2 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

3. その他

(1) 販売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	170 円	244 円	290 円	412 円
高 値	246 円	314 円	502 円	457 円
安 値	169 円	211 円	271 円	312 円
終 値	245 円	290 円	412 円	335 円
株 価 収 益 率	35.46 倍	32.40 倍	57.30 倍	—

(注) 1. 平成19年3月期の株価については、平成18年11月15日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社が2011年12月2日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。